

公立大学法人会津大学職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程

(2019年7月24日規程第15号)

(職員の駐在)

第1条 理事長は、業務の遂行上必要があると認めるときは、この規程の定めるところにより、職員をして、その所属する部局の所在する場所以外の場所に駐在させ、勤務させることがあるものとする。

(この規程の優先性)

第2条 公立大学法人会津大学職員服務規程(平成18年4月1日規程第41号)及び関係する規程等の定めがこの規程の定に矛盾し、又は抵触する場合には、この規程の定が優先する。

(駐在員の駐在の場所及びその職務)

第3条 第1条の規定によりその所属する部局の所在する場所以外の場所に駐在させ、勤務させる職員は、別表の上欄に掲げる職員とする。

2 前項の職員(以下「駐在員」という。)は、辞令の定めるところにより、別表の中欄に掲げる場所に駐在し、同表の下欄に掲げる業務に従事するものとする。

(報告)

第4条 駐在員は、毎月、10日までに、当該駐在員の部局長が別に定めるもののほか、前月分の勤務状況報告書(第1号様式)を部局長に提出しなければならない。

(簿冊)

第5条 駐在員は、その駐在の場所に、当該駐在員の部局長が別に定めるもののほか、次に掲げる簿冊を備え、常時これを整理しておかななければならない。

- 一 出勤簿
- 二 文書整理補助簿(第2号様式)
- 三 郵便切手受払補助簿(福島県財務規則第77号様式に準ずる様式によるもの)

附 則

1 この規程は、2019年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

福島ロボットテストフィールドを活用したロボット等の研究または教育に関する業務に従事する職員	南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番	福島ロボットテストフィールドを活用したロボット等の研究または教育に関すること。
---	------------------	---

第1号様式（第4条関係）

部局長																担当者	
月分 勤務状況報告書																	
出勤等状況	職・氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
来所者数																	
連絡事項																	
備考																	
年 月 日																	
様																	
職 氏名 (記名押印または署名)																	

注1 駐在員が2人以上の場合は、上席者が他の駐在員の分をとりまとめ、部局長に提出すること。

2 記入の要領は出勤簿の記入の例によるが、「出勤」については押印に代え○印をもって表示すること。ただし、出勤簿の写しを添付した場合は出勤等状況の記載を省略できる。

